

事業主の皆様へ

高年齢者雇用の促進に理解と協力を

急速に進む高齢化の下で、本県経済の活力を維持していくためには、高年齢者の技術や能力を有効に活用し、後世に引き継いでいくことが重要な課題になっています。

事業主の皆様には、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等、高年齢者の雇用確保措置を講ずることが、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により義務づけられていますので、積極的な取り組みをお願いいたします。

多くの高年齢者が、活躍の場を求めています。高年齢者の雇用を是非ご検討下さい。

高年齢者の雇用の安定等に関する法律

1 60歳以上定年の義務（法第8条）

事業主は、その雇用する労働者の定年の定めをする場合には、当該定年が60歳以上とする必要があります。

2 65歳までの継続雇用の義務（法第9条）、70歳までの継続雇用（努力義務）（法10条の2）

65歳未満の定年を定めている事業主は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を実施し、原則として希望者全員を対象とする必要があります。

また、令和3年4月1日改正により①又は②の場合、70歳までの雇用の確保が努力義務となりました。

3 高年齢者の再就職の援助に関する努力義務（法第15条～17条）

事業主は、解雇（懲戒解雇を除く）により離職する高年齢者等が希望するときは、再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

また、これらの離職者が同一事業所において1ヶ月以内に5人以上となる場合、あらかじめ管轄のハローワークに届け出なければなりません。

さらに、解雇等により離職する高年齢者等が希望するときは、事業主は求職活動支援書を作成・交付しなければなりません。

※ 雇用保険法の一部改正（平成29年1月1日施行）

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となります。

福島県商工労働部雇用労政課

〒960-8670 福島市杉妻町2番-16号（県庁西庁舎12階）

TEL：024-521-7289